# 北海銷夏録

四

晋右家余を語す
宮実淡
光雅任殿
養浩家の義氏
故後の侍従の長今

特別
イ4
1919
155

176432

○流行とまりとなりてのち初て現発ひ為
教の出来るに、[illegible]此ひき書籍の探索と
さえうくば、永坂石塊る書うせる板さうとまれ、
早稲田大学の出版物や博文館出版のものを初め
として、いうる石塊の書が書籍と流行りて
うと看よ、最初石塊の書を見たるもの、八〇〇〇六
七年前[illegible]迄海の看版や芝刻今紀もの看

38- 8954

[illegible]び[illegible]あつて、石埭を[illegible]ひあるべき筈[illegible]
者が石埭を頼[illegible]
と[illegible]
思ハ[illegible]
自[illegible]
[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]

の函に這入つて居るのが、即ち其れなのだ。

●北京宮中から取つて來たか、それとも王府若くは大臣などの邸宅から掘出して來たのか知れぬけれども、多分は内庭のものであらう。此間來た南京の陶森甲などは、一見して、千萬金にも換へ難き至寶であるから、是非に讓つてもらいたいと言ふて居た、それから又劉世珩と云ふ男も、之を見て垂涎に勝えず、筆を把つて「傷心重見天家物。頗有珠還合浦時」。と去ふ二句を書き付けて主人に示した、すると主人はすかさず、直ちに其の起承を付て「一切刀兵事可悲。不敵至寶付髯夷」、とやらかした。此れには、清國の爲めには悲むべき事には相違ないが、何にも歐羅巴人の手に歸したと云ふ譯でなく、即ち同文同種の國人の有になつたのだからマアいいではないかと云ふ意が言外にあるので、流石の劉世珩も默つて點首いては居たが、此れは痛惜の色が其の眉宇の間に現はれて居た、

近比の佳話である。

●過日巖谷古梅日下部鳴鶴の兩家が、態々此帖を見んため玉池に來訪されたが、兩家共に擊賞措く能はずで、今迄の閣帖に何其筆意の解し難きものが澤山あつたが、此を觀て始めて積疑を氷釋し得たので、古梅翁などは此れから腰辨當で日參をして盡く之を臨寫したいものだと云ふて居られた。又鳴鶴翁の話に據ると、我國の淳化帖にも、此れ迄に夕ツタ一本、莊本と云ふのがあるそうで、それには明の萬年間の跋尾があつて、彼の肅本よりもズツと古い、そうして其の字體の遒美なるは殆ど此の乾隆刻本と伯仲して居るが、しかし之れには無論釋文は無い、シテ見ると箇樣に完善なる淳化帖の世に出たのは、實に空前の事實であつて、又此帖が博雅好古の玉池の手に歸したのは、スコシ大げさだが千歳の一遇であると云つて好からう。

日本堂と言ふ所に淳化閣法帖を得た事を言ふて來る。此は上海美術院と聞く事ひさしい書屋迄行き來たりしたが、未だ其の所有を見ざりしに帖を携へて來たりまづ見せしに帖を携へて來たりまづ見せしに帖を携へて來たりまづ見せ

[illegible]あるべうかの世の使ひ長いけんどもいま
[illegible]くうつ不[illegible]そ[illegible]ものとき年[illegible]日中年
[illegible]どことそ[illegible]事遣てあって、えんをそると等
[illegible]あるべきいそく鐫しくつしてある
ぐ容易[illegible]ぬさやうびあるべ、乾隆三十四年
二月[illegible]事の[illegible]年びミる字わとの序文
う才一巻の音編[illegible]載てそ[illegible]いるも亟[illegible]
[illegible]行書であるが、最初の書き出し
[illegible]ここ[illegible]ひあるべ
朕幾餘不自暇逸典[illegible]之優時及臨
池墨裏著輯内方所巻前人墨跡刻

為之希堂墨[illegible]軒二帖廣示義[illegible]復
会古帖流傳可補墨跡所未備者惟
宋淳化閣帖鐫集尤為美富遠出
尺觚太清樓法本之上似猶初搨典
則者絶[illegible]
[illegible]言さうと思つ[illegible]思ふ伴つと[illegible]
う始けて果さしめ[illegible]、後[illegible]
畢士安[illegible]善本を得て之れを刻せし
めしとう詳記してあるが、前あの文を
全文の四人[illegible]ひうるゆるのひまる、扨又
此の帖[illegible]ひ[illegible]文が附し

あつて巻尾にこの地の法帖の印刷の参照したる
官吏や二人が細書してある目録を即ち総理、
撰類、校對、監造、鈎刻とあつて其の任
務の如つた人が二名内外七八名列記してある
総記とある中に二名連署してあつて、その
筆跡をつ和碩親王臣允祕とあつて、
扨又裝潢の一班を示す各帖の表紙を木版詳
くこれを刻おしこの色の色合をひ見
れば分る如くあるんう、その表面を角紙の
形紙を押する鑑つまり、六十帖の内五
帖つゝを入る函なり、この函も帖の表紙扨

と同じ材料なれども且つ外面の形式形紙も
表紙扨と異なるこゝ、裝飾物を施ある故
の雅致ある者なるし、若し夫れ石壁の之
れを得るもつし本日の乾隆を考へる
関る詳記しあんば参考の為こゝに
ことゝなるも（以下九月分に）
○人間の一生涯を平穏なること、
をもつて一番の二番尾羅とこゝ不幸の一番の
るこの地、をこび其の生涯人の位地其の人の生活の
状態が平穏なるこゝ、例へば官人ひあるこゝ政
治家なるこゝ、其の位地が危険な位つて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くの[illegible]を見ること
と謂ハさるを得ず、我々を維新業人の内乱を見
なること、其の絶倫[illegible]琴と喊琴を[illegible]
[illegible]義経後の陣羽織を着けとる宣[illegible]も賦[illegible]
もせず今の[illegible]
又もし点検[illegible]も[illegible]
の後[illegible]
剣の味をなめんと、[illegible]大みを[illegible]
[illegible]、チョン髷の味を[illegible]
[illegible]

[illegible]と為して[illegible]
もちろん[illegible]二百藩の朝[illegible]りがキ[illegible]
高見[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
と[illegible]
[illegible]
[illegible]

次東微力を尽し[illegible]に[illegible]を大の字を[illegible]ことを出来
れば、外四の字を踏まいとの外四の文字を[illegible]
て[illegible]紙[illegible]ることを出来る、酒を呑
山呑んでアレば、美人を呑山呑れば、役人を呑てア
れば[illegible]ことを出来ぬ[illegible]
を[illegible]まつてアれば[illegible]
出来ぬ[illegible]あらう、北上の[illegible]二つ[illegible]、酒を
今一通呑んで見たいことい、露[illegible]と[illegible]
して[illegible]軍の凱旋[illegible]の[illegible]
果すことを得ば[illegible]
[illegible]

んだ、酒を再び飲み得ることを[illegible]
○字賓とふことの真意を左の一例を以て
説明するものである
こゝに一の[illegible]を呑ふ[illegible]二人の書[illegible]
[illegible]ことの四[illegible]を[illegible]山の[illegible]松の
[illegible]本の一本ある、あの松を二[illegible]のうち
[illegible]を[illegible]、二人は四[illegible]その
[illegible]を取かゝつた、二人はたゞの字を[illegible]
[illegible]日早[illegible]を[illegible]て松の下に[illegible]
て、[illegible]方角を[illegible]を[illegible]
かゝつて、[illegible]つの書[illegible]を[illegible]

を大切に思ふ方で、こんな事を仕て、なかなか
又とない懐中に、宝を拾ひ出した自分
の思つたとおりを言て聞かせ、そのあとも石
ぐ人と二人の挙動を探りもて居ると、宝生
一點張の足を毎日松の下に往て宝生
しもたるぶ、高砂の足を掛けようと
云ふ方の先生に一度切に、其後ちつとも
往かうとい、和泉屋の日の三ヶ月前に大森
のうあつた、望月宝生の往て居ると
松の枝に一本折れて居
めり取ぶ〳〵ようて居た、そこで前の宝

生を尋ねて、枝の一つ欠けた訳を言て立て
和いよ〳〵絵果てようとする方の面を
有の家の男に、何方も霞がしてある、
主人に愛を一度取られた、双方とも同じ
取の枝で、申しらるい出来あつた、知る
宝生流の方は毎日の一本折れた所を描
いてゐる、和泉屋は足先の方は
枝を加めて〳〵ようと描いて
ゐるもの者と成て足先の方を
く書した、えをかくと美術を足
主人、宝生の日々出を買ひ料に

天書なども得たることを、延宝年中書き出しの印（八隅川書屋版）

○寛永年中数度板を重ね出版し、その後海賊版紙数多出版し、寛永年中七八度版を重ねたりと思へり

○三版目は、寛永年中の版なり、元文印

○杉山書店の古物品とする話しの

序文義八ひ義書ふ[illegible]

[illegible]

の四二八を抜かし、四朝の七版[illegible]

[illegible]

[illegible]

因るどの書籍とかくしと云ふ説法して高明と
云ふ高僧ありて[illegible]
枝すべきの花も[illegible]
[illegible]異[illegible]
[illegible]
[illegible]
流の元祖なりとて[illegible]
[illegible]
[illegible]外国の説法を自ら又講じ[illegible]
[illegible]
[illegible]えの説し国の[illegible]
[illegible]植することを

得べき歟、今の夜伽噺の書籍もまたひ[illegible]
[illegible]伯元祖俳優[illegible]井伊[illegible]
[illegible]書籍を学[illegible]
○古昔の名人俳優市川団十郎[illegible]六十七
歳を一期として[illegible]
[illegible]第四代目団十郎[illegible]
新渡の大和[illegible]と謂の[illegible]、[illegible]国と
[illegible]無[illegible]を[illegible]の論、[illegible]
劇界[illegible]大[illegible]革[illegible]を来すの端を啓う
人[illegible]
○団十郎[illegible]男[illegible]元[illegible]角[illegible]藝[illegible]の巨

と云ふを得べきなり、而して彼れ天竺に巨人なりしことは、
[illegible]時期を[illegible]ひ、一と日[illegible]
[illegible]彼れの向上心[illegible]丸[illegible]、彼れを天竺の
才もあつたことは、[illegible]、品行も良うつたことは[illegible]
の、[illegible]比較的低[illegible]
[illegible]位[illegible]て大いに驚くべきものである
[illegible]、拔群[illegible]園寺を[illegible]
[illegible]、既往に於て[illegible]
[illegible]、[illegible]も[illegible]、唯だ彼れを
[illegible]年功をしめたのを彼れの向上心であつ
て、[illegible]の見識を推[illegible]を拔つて

そつと、[illegible]川原[illegible]の年と呼ばれた年
[illegible]の位地[illegible]一躍して大[illegible]地位を上[illegible]せしめ
たのを北男の功と謂ふを得ざるまい、
○北條傳は[illegible]佛教史上の二大[illegible]
[illegible]、[illegible]傳[illegible]高[illegible]の[illegible]族[illegible]の
[illegible]出[illegible]、[illegible]、[illegible]中[illegible]の[illegible]
[illegible]、[illegible]上中下
三階級[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]錫の[illegible]
[illegible]、[illegible]の[illegible]
[illegible]位[illegible]、[illegible]の[illegible]五
[illegible]

八幡しいおもの多くあるなり、その本尊を菊の節を用いて比叡山と六角山と登つたるなり
あるなり
比叡を誰れも知つてゐる通り傳教の墓所
なり所謂墓を始めあるなり多くの高僧
墓も沢山多くいきつめてあるなり、これを高僧の墓
碑との数の書籍を拵えてあつてなり
んなるなり勿論異もよ、たらないのである、又一向宗
なる弘法の開宗なるもあるも四民の信
仰を弘法を者しと仏教をハ多いと云
て他の仏教を者しても沢山仏教ひあ

ひつまり其の教祖の深く具つ度くして
国民多数を土台として立つて行こうとあ
る、えを思を学ぶ我宗教の事業を為
作ろうと弘法大師のべくして仏教よ
学ぶことを高尚を理解さるる
の弘法の教化の精力を尽したことを
多更云ふまでも為の為として丈の
弘法ひも実を教祖のおもいを山岳を
のまた開けた二十山岳嶽いまた一場
のを通ることを為ることを方を拵えを四の
大山比叡の坊さんの鞋を脱さるいを

[illegible]

き山山麓を一里四方もある平地のあるを

れてそこにそのもの光を放ちて

道[illegible]歩き共の跡歩まこと来たるものかと分

へ

○今をいまだ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○聊か[illegible]

[illegible]

流々[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]七千四[illegible]七千七百[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

事ぶるこゝろにて、綱をひきんふことの
あるとも、十弾七放ての内、仏ん ゝゝの仕
業、こゝろん生ゝゝゝ事をこゝろ
もとゝゝん、露西のごとく深山の修業を
ゝゝて、ゝゝ四ゝ、決ゝん債権者の獣ゝも
ゝゝ笑ゝゝゝゝ
露西亞の修業ゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

者生者を產まするなり、生者なるものは
くさの箱なる母んおすべきなるべうう、行くくを
墓地を腐し、これを生者の住なる家なるぬめ、
遺骸を火葬しも其の骨を肥料とする
なるべうなるべうう、又、砂くあるんことを望む
ものなり
○あるる前章解答の方法第三を拡いて
見の心性なる別項なる諸説をかき修て合
なる人交々貫私の拍体を結めた、金言
はなるべう其のうなる、左のめくに拍判した
最初なる金なる脈を治し其の脈を診

なる穏うひあるるなるなるあるる
うるるるるふ、(うる拍なる来た金なる肺なる寵
るるるるるを知るるるる也)金なる肺患
なる寵るるるこを生くくなる方なる
知ひまるるんなる為来なるるるる見分
かと云ひ、何細なる頭色と手ひさる
ひ四しるる時四くくなる金なるるるの法
人を(金を拍なる)寵色を四ふしること
あるる、伝なるる人の皮膚をなる、なを
拍なる肌のよきくるるる、なを体肌
のきめ細うるる人なる、貫私なる拍

て之れを貴ぶ、何ぞ必ず脳の組織其他必要の捷径のことき、以ていまだ知るべからざる能力を発揮し、皮膚の捷径を皮膚の捷径と推測し、皮膚のきめ細かなる人の脳の捷径なる特徴なりと推測せざるを得ざるなり

言換へ申さば人の後脳を重視するは、しかるに、人の後脳を重視するは、家庭の因素を重視するを言ふ

又頭蓋骨を二分する特徴

又頭蓋骨自尊を示す

（因ニ申ス迄モナキ事ナレトモ、人ヲ骨相ヲ以テ自尊卑ヲ決ケテアルヨウニ思ハレルカ、二十八歳ヲ抜ケテ、ソレ自尊ヲ示ス骨相ヲ、ソレ一人ノ特徴ヲ示シ、ソレ人ノ特徴ヲ示ス骨相ヲ、ソレ人ノ特徴ヲ示ス骨相ヲ、ソレ人ノ特徴ヲ示ス骨相ヲ

厳後の前欲を捨てて[illegible]人の
奢美印ち大らの美意をそなる人を
物の石秩序すしあるを[illegible]
こんを[illegible]すると自ら手を下し[illegible]
ちてゆる改むることを[illegible]ふし得さるべ
人を先の美硯を鑑おまるの才あ
らん、君きこと自ら湯を[illegible]まる迄を[illegible]
人のことき推敲とをなさんば也
さすらぶし、人を稱めて三角の人
ともも、私わ中一手工ゆるゆるこんん
例ばなを作ることのことき即ち其

一ゆゆゆと云ふ
相人けを成る弄換すべしとゆる位う
ちをおのゆを
ゆ移を廿七ゆおあの自言ゆ金ゆ作の印ゆ性
行を知らゆゆあ[illegible]以上批評もしことの
ことき印ゆゆゆ関ちゆ命ゆを終んの言ゆ
拙五金ゆの性行と吟人ゆ、骨相の法新んゆの
らゆゆゆ似ゆも、且つゆ枕批評を受けゆる位
人ゆ自金ゆ東の[illegible]人二三ゆ言ゆ
ん芸ゆを二ゆ移ゆ性行をゆゆをあて
人ゆもし天のゆ命ゆも其の骨相の自ゆ

て拙詠もし急ぐ時は一々其の齋筆を加へるを以て足れば、筆者一往凡庸の立場から
を出すと云ふことになる
○こゝに出る各地方の豊作凶作を知る事
又表こゝに掲げたる、表こゝに掲げ中元の
事情を考へて其の表の結び方動心を
必ずしも自然の数字、各地方の編のある
ことの為めあつて、此の表現を寧ろ保存す
べく改修すべきことの出来る様、此の表の角行の方
に出来る角行の方こんな干渉して出
たらいつも、春鶯の拙詠も深度の角行をあ

すことのあつたことの星霜ひあつて風俗を壊乱するきと歌
を出版したことあれども、実をこんな行為を禁ずるきびあるけれども、こんと世
多鶯を禁ずる、人写の喜楽の情を禁ずるとこの故ひあるのを
ひたすらに、こんな鶯に鳴く鶯の取つ
方の音なやの鶯のあるものを、四の取つて大切なことのあるを知て申の視の
歌を改良する、春鶯を永く保存して江戸のところ

万葉集の風俗歌に、ことき草紙なる
紀寛のもとなる編目を拝するに、古代心ゆい
石作と謂ハさるを得ざるい
○此度上方へ用ハ[illegible]書屋後[illegible]
る三井源右寺つの墨帖の源心出而して
ある秦漢の古碑
右拾此人の義さんて[illegible]
三井ひ[illegible]三名の紙[illegible]
[illegible]の四こんふ野の[illegible]
くつて、其人の品位[illegible]
ういうのである

東樓原稿

以下
5丁
白紙

○此の言葉の解を為せしは何等をいつの学者なりしかは
こと分あつかひ[illegible]

東京原製

の伊共伝集えあしたうも由果う吉ってあるこう抜出し伝
[illegible]遺[illegible]備[illegible]
[illegible]英欽[illegible]印[illegible]の材料
ホーンとここの[illegible]の[illegible]名在の[illegible]
[illegible]の[illegible]とこと為[illegible]田
[illegible]結[illegible]其の在、矢論の鍛金せここと以て
之を移してミナん、ザリン（金接）とこし頭人代
一般にデーリー、シヴアーリックの名を以て之
を呼べと、実て是れ[illegible]ナ井んワズ、シヤー
[illegible]この外ナ四世紀の在てシヴアーリック丘
[illegible]とデーリの意（[illegible]）
且[illegible]其の[illegible]の意義をひらんと在し

婆羅門教を招集して解せしめ、能く
得て解するに及ぶ。其の鍵
鑰を得たること紀元前三百年
千八百三十七年に至りベンゴール亞
細亞協会の任務を担ひ、ジェームス、プリンセップ氏
が西域の碑文の天才を以て之を
五年に刻文の比較研究の
意義を解説して、遂に之を
セップ氏が如のサンチ塔の周囲に於ける
往の小刻文を見しや、刻文の終末に二
の印度の刻文なることを知れり。北方の

同様に考古学の研究の徒の之を等閑視せるものと
して文字の印度を記したるものを見る
の意義を説く。実際の意義を見
たるものなんと雖も北西部を以て他の
碑文を用し其の解釋を試みざるべからず
其の正鵠を得たるものを見し其の
グートナム（寧殿）を意義するものなるを知る
面目を更に特別一番久しうすんし
遂に一切の文字を知ることを得たり。今や古代印
度碑文研究の大史料を供

抑も此碑文に記されたる雨はグゼラートよりも
なほオリッサのドハウリよりも北なるアフガニ
スタンの境域なる南なるマイハーンの南に
ありて其の言葉或は詳、或は略、其の措
辭意義亦多少の異化をなすもあるあり
是も全印なることを疑はざるなれども
き乃ち之を要するに設ける王領の拡ること大なる
なるを知るべし其の是なる者の脚や
自ら又二個の解釋を生ずるき碑文の中
なるべき王なる名稱を化なる是
果して何れの王なるか、抑も又何年代なる者

東京帝國大學

に印を領ずしるべきことを
此時保セーロンに在るチャールス、ターナー
氏と同島に居るよりしんマハーヴアンサ并に
デーパヴアンサなるセーロン古代歴史の存在
なるを知りき千八百三十七年マハーヴアンサの
一部を出版翻譯せり氏乃ち其の碑文刻する
ところの事実とマハーヴアンサに載せる
阿育王の事蹟とを着と符合するものあり
を見乃ち直ちにビヤジシ王なる名稱を以て
阿育王と同一人なることを發表せり且つ
其の碑文の中に帝釋王トレミ、マガス

等の名を記せる古文書を考へ島史記せる河育王の事
代と称して書中伝承あることを知れり
されど今日の史実なるものなんぞ河育王の祖父を以て
ヤンドラグプタとなす希臘史にあるところ同
京の年代を指せサンドロコッツスの名を載
せるを見へ河育王のビヤダシヤ王と称せる一
なることを知れり然るに高僧伝に於ける
最も懐疑的なるものなるを以て特に
書中に記せるを消去せざるべからず仏
教史にあらざるなり河育王の治
時代未だ明瞭ならず而して未だ互換之を以て後

の同じくして異名なるものなんぞ
紀元前北印度に六人しかるに孫治
王なるを美(マハーヴァンサのあるところ
唯河育王の名を記せる止まることなく
唯一二の同一材料なるにして特に
サンヒヤ時代にビヤダシとして之を記せるも
パンヒヤ(チーバヴァンサ六ノ二十二)ヒヤダシ王なるものの河育
王と同人異名なることを知れり然
すれどこの名を得たり
河育王の碑文王の教文を刻したるもの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

# 越後の親分

やなぎ

韓子曰く、今游俠は其行ひ、正義に軌らずと雖も、然れども其言や必ず信、其の行や必ず果、已に諾すれば必ず誠、其軀を愛せずして士の阨困に赴き、既に已に存亡死生す。而して其能に矜らず、其德を伐るを羞とす、蓋し亦以て多とするに足る者あり。太史公曰く、鈎を竊む者は誅せられ、國を竊む者は侯たり、侯の門仁義存すといふも虛言にあらざる也。今拘學或は咫尺の義を懷き、久しく世と孤ならむは、豈に卑論を俗と倩らし、世と沈浮して榮名を取るに若かむや。而して布衣の徒、予然諾を設け、千里義を流し死を爲して世を願みず、此も亦長ずる所あり、苟もするのみにあらざる也。故に士窮窘して命を委するを得、此豈に人の謂所賢豪間の者にあらざらむや。とさ、何もッウ眞面目に出る者の次第でもないが、之も紳會の一部分で、レカも此部分が色々の方面に幾多を勢力を持て居るから見れば、茲に此を紹介するとも唯一片の好事といふのみではあるまい、

◎觀音寺の久左衛門　上州に三千五百人の身内を有し、關東第一の大親分と立てられて、今以て、彼等遊人社會より神様の如く敬まはれて居る、かの明治七年に八十幾才の高齢で世を終へた大前田英五郎と丁度同ト時に、我が越後では、三島郡出雲崎六萬石の御代官所の目明しを勤め、北陸道七州の大親分と敬はれ、全國に其名を大前田と並び稱せられた、觀音寺の久左衛門が居る。

◎親分觀音寺の仕ひ　觀音寺といふのは其仕で居た處を冠したのである。昔し北陸道を青竹突きつゝ、内野、赤塚、岩室、石瀧、彌彦、寺泊、出雲崎と旅せる當時は、神寂びし彌彦の森を出でゝ、青田見晴す觀音寺村に差しかゝると、右手街道に並べて、白壁付けたる塀の一構ひ、只左る御奉行様の御邸かと、足を留めて見惚らせし家こそ觀音寺大親分の仕居である。

◎涙人と食客と道場　何は然れ、北陸七州の大親分、觀音寺の事であるから、毎日々々ゴロ〳〵して、親分の米俵の數を減して居る、涙人と食客は、廿人卅人と居らぬことはなく、邸内には立派の道場が出來て居て、時折竹刀の音閑靜の調を破つと云ふ事だ。

◎涙人と食客の職務　涙人と食客はたゞ毎日々々、遊んで食つて居る許りが、敢へて職務トやない。越後名代の大博奕の開かるゝ、魚沼郡は巡沙門天の在します、浦佐驛の馬市、或は「椎谷觀音坂上れば下る」椎谷の馬市、或は「三條祭の雜だ、たはでないものねば〳〵と」三條は、大谷派東本願寺、出張所報恩講を始めとして、可成りの博奕の出來る處へは、皆な夫々出張して、力あつて才なきものは、小屋掛けをなし、才あつて力なきものは、客引きを勤め、力量才智兼備の驅出し者は、親分の

脇に座を搏へて、駒（金圓の切符の如きもの）の出入を監督し、老功の者は、撿見の役どて、博奕に不正なき樣見張をなし、浪人は大小二本を落しざしとなし、垢つきたりとも、家重代の紋付きし、羽織を一着に及び、破れたりとて袴を穿ち、事あらは直ちに立たんの搏ひ恐ろしげに、酒樽を腰臺となして、入口に頑張るのであるが、多く此浪人は、佞者の讒言に依りて、浪人させられしものか、又は不明の君に仕へるを潔しとせずして浪人せるか、或は仇持つ身の、暫しの隱れ家として居るものが多い太史公の謂所士の窮窘して命を委するといふ此連中である。

◎小塚原の露

どうせこういふ社會のとだから、大きくなれば成る程、其身は危い譯で、久左衛門程の大きな親分であつたが今より丁度七十五年前、文政九年の事、八州の奴等に踏込まれた際、拿手が命より大事々々に、差立て歩く御用灯燈を、闇にして紛れて逃げん策のために、切拂つたが一生の大失策で、遂に[illegible]に乘られて、江戸は傳馬町の牢屋に入牢となり、衰れや千代ゝ代ゝ代られぬまで思ふて居た位に、御用提灯に蚤の擧九八ッ裂程の傷を受けても、御用利自身の目玉を抉ぐられた位であつたのだから、如何な久左衛門も御用提灯を切つては助る道はなかつたと見える。

◎其後の親分

久左衛門は此の如くにして逝つたが、其衣鉢を傳ふるもの、或は其風を慕ふもの、爾後跳を抜して相並び出て此久左衛門こそ越後の親分の鼻祖といふ樣な姿になつたのである。

（二）

◎大前田と觀音寺

大前田英五郎とは關係がある。それはそれと言ふ深い關係のあるでもないが、英五郎が文化七年七月十三日（今より九十一年前）次田村明神境内に、同ト上州の貸元久宮丈八を斬殺したので越後路に逃走し、觀音寺久左衛門の處に暫く御客分となつて居た事がある。其後英五郎が三十四の年（文政九年、今より七十五年前）久左衛門と同ト江戸傳馬町に入牢となつた時、觀音寺から悴松宮祐次郎への傳言を頼まれて、佐渡の水酌八足となつて居たが、島破りをして、西蒲原郡五ヶ濱村に上陸し、島役人遠藤次郎左衛門の情けを頂いて、祐次郎に面會し、傳言の趣述べたと云ふ事である。

◎二代目久左工門

初代觀音寺久左工門は、北陸七州の大親分と立てられ、飛ぶ鳥とまでは行かずとも、實際早籠位は止めよと云ふ勢ひで、觀音寺と云へば、日本全國何處でも越後の顔役よと云はれ、久左工門と言ふと、泣く子も默ると云ふ程であつたが

先にいふ通り衰れや御用提灯を切拂つた罪で、刑場の露となつた。けれど、二代目久左衛門、又た親に讓らぬ豪の者で、觀音寺の名を落さず、幾百人の乾兒を養うて居た。

われは打つけ御家老樣　いや拙は奉行となつて、遠山左衛門尉のやうな奉行とならんのと、慾が手傳ふて中々手強く、折々官軍を惱ましたなれど、何をいふても烏合の衆で、遂に七月廿九日長岡二度目の落城の節、最早是迄なりと、チリ〳〵バラ〳〵になり、遠藤、齋藤、松宮の三名は、出羽の米澤に脫走し、後官軍に下つたが、留守中にお城の樣な觀音寺の家は、官軍の爲に燒燼された。

◎有名の家も今は廢絶

出雲崎御陣屋の目明しで、大公儀より十手取縄を預けられ、苗字帶刀御免の松宮家事、觀音寺久左衛門の家も、此事以來家運次第に衰へ、又た博奕を公許されない處から、有つてなきが如き有樣となり、それに久左衛門も、ぞう魂の置處を變　たのか、念佛三昧の行者となり、目一度く疊の上に大往生を遂げたのは、明治初年の事であるが、それより不幸打ち續き　元の郎は畑と變ト、僅かに今では二代目の長女一人殘つて居ると云ふ事だ。デ眞の觀音寺久左衛門の跡は絶えたけれど、觀音寺の跡を貰つて現はれた男がある。其

◎戊辰の戰亂

慶應三年は春正月より、我國騷々しくなりて、やれ今日は此處に、勤王黨の者が打ッだ斬られた、昨日は何處の橋詰で浪士が捕はれたの、佐幕黨が追はれたのと、毎日々々血話しばかりであつたが、遂に伏見戰爭が眞始まりで、諸方にチヤン〳〵、トン〳〵の活劇が現はれ、勤王黨の勢荒まトく、ヂヤンヂヤカヂヤンの破これ樂隊を先に立てゝトコトンヤレ、トンヤレナで、越後路へも仁和寺宮、征討總督として御下向あらせられ、事容易ならざる有樣となつた。だが、會津の梶原平馬、佐川官兵衛は奥州諸藩の兵を率ゐて、水原小千谷等を堅め、官軍來れば一潰しにして呉んずの搏ひ、却々に侮り難かつた。

◎七萬石の御書付

世は刈菰の亂れに乱れて、百姓は竹槍を右手に擬込んで、光秀でも來れはと待搏へる、武士はグッと呑込む酩酊で俄かに目釘を濕す、町人は血を見るに慣れて、風を殺すを恐れざるに至た。丁度其時、觀音寺久左衛門は、邸に水戸の浪人齋藤新助、村上藩の浪人遠藤改造等を乾兒に槃飧の教授を願つて御客分として、遠藤、齋藤、松宮（觀音寺）の三人居たが、遠藤、齋藤は何日か、會津に助力することに相談を極め、運よく勝利を得る時は、七萬石の大名に、取立てらるゝと云ふ約束で、愈よ乾兒を集むることゝなつた。

◎寄り集まつた乾兒千人

扨て久左衛門は、早速に動員令を發して乾兒の非常召集を行ふた。應ト て來るもの無慮千名。先づ第一には吉田の與三次、卷の辨次郎、次では杤尾の瀧次郎、漆山の斧松等で、其年閏四月廿五日の朝、松宮祐次郎事觀音寺の久左衛門、總大將と成り、村上藩の浪人遠藤改藏は、指揮官と相成り、水戸の浪人齋藤新助、參謀長となつて、隊伍堂々觀音寺村を出發に及び、與板裏手の陣ヶ峯の要害を固めた。

◎敗軍した上に邸を燒かる

元來命知らずの連中の上に、運よく勝利に歸せば、大親分が七萬石の大名となるわけ、然すれば

男とは誰ぞ、皆様御存知の、中蒲原郡は小須戸の大親分、森田喜三次の事である。

（三）

やなぎ

◎新飯田の惣七　涙六、と名から何でも侠客に縁のありさうな小説家が、その初めて賣り出した三日月の中に『江戸は両國橋の欄干に、両掌を小柄に縫はれた儘「三びん待つた禮いはふ」と呼びながらに、エイッと引っこ抜き、欄干に元の通りの小柄を、斬れた其手に引掴むで、小柄の主の後を追ふた、當年の瓜の小僧が後に侠名全都を馳した三日月次郎吉になつたのだ』とあるが、せだ乳臭いその煙桁を『エイッ、丁だ』と張つた草刈奴の惣七は、遂に長岡石内の大親分網助、觀音寺の久左衛門までに一目も二目も置かせた大親分となつた。蛇は寸にして其氣を含くむとやら、同ト博奕打でも親分となるものは、小供の時から何處か違ふやうだ。

◎涙は人よりも多い　親分の、侠客のと言ふと、世間のものは直に強いもの、恐ろしいものと思ふも、寺錢箱を肩にして、親分の後光で巾を利かして、カスリを集めて歩く樣な、ヘボクレ乾兒はイザ知らず、假にも親分と立てられる程の、人望のあるものは　強いものには何處までも強いが、サテ折れて出ると其親切さ、到底親兄弟でも出來ない程で、涙は確かに人一倍に有つて居る。

◎親分は親孝行なのはかりやれ人情だ、やれ意地だと、一反言ひ出した事は跡へ引かず、頼まれては嫌と言はぬ親分には親孝行なものが多い。多い筈だ。正業に付いて居ず、遊人とはなつて居ても、其遊人に頭と敬はるゝに至るには、多少の信用がなくてはならぬ、この信用を得るには苟めにも不人情な事があつてはならぬから、親分といはれる程のものは皆親孝行である。

◎國定忠次に似た男　上州國定村の忠次は、小さへ時大の親孝行であつた。越後新飯田の惣七も十四五迄は、近村の小供持つた親に、あれ見よ惣七をと、手本にされた程の、孝行者であつた。此點許りか成立まで、新飯田の惣七と、國定忠次は能く似て居る。

◎惣七を出した村　惣七を出した村は、中蒲原郡は桃の名所、新飯田の里、中ノ口川に接した處、白根へ二里、三條へ二里と云ふ處である。惣七此處に初湯をつかつて、隣村田中村萬五郎の賭場に、從來嗜好の博奕に錢がない處から、頸を張つて、勝負を爭つたのが始まりで、メキ〳〵と立派な男になつたのである。

◎高野宮眞光寺の喧嘩　新飯田の向ひ村に、高野宮と云ふ村がある。此處は高野宮次と云ふ、侠客の出た處で、この村の眞光寺に、毎年八月十二日、流れ灌頂、無緣招靈の大施餓鬼會があつて、非常に盛んである。此大施餓鬼會に、六分村の茂十郎と云ふものが、戀の遺恨にあばれたのが始まりて、高野宮の者が一對となり、新飯田のものを、殘らず打殺せと云ふ騒ぎとなつて、六分の庄屋太次右工門が「ヤァ已が村の若衆、誰か突走つて、三方の渡しを止めさしやれッ」と怒鳴るに至り、それ渡舟が止まつた、其處喰ひ止めよ、此處を追への、ドサクサ大騒ぎを演ずたが、新飯田の旗色面白からざるので、新飯田の若者一人「之では敵はん、惣七兄いを呼んで來う」と韋駄天走りに、中ノ口川の土堤へ來て見ると渡し止め。南無三法。大井川の川留めに逢つた朝顔同樣、エ、聞くませぬ〳〵を並べても、「庄屋さまから止められました」と船頭は他處吹く風。さらばコウよと、泡立つて流るゝ、中ノ口川の急流へザンブり。水煙りがパッと白う。

◎五人力ある男の賣初め　「タッ、タッ、大變だッ」言急に惣七の家へ、轉び込んだ濕鯉一疋。惣七少とも騒がず「何だ」と落附いたもの。「兄い、そ、そんなに濟ましてられる時ぢやない、ヨウ聞いてくんねえ」語るは高野宮喧嘩の一條。話すは敵を取つて呉れいの一言。喧嘩のない時でさへ、腕がむづ〳〵してかなはない、血氣に逸る五人力の惣七。聞いては其儘捨て置けず「奴、續けッ」「ハッ」帶締め直す間もあらばこそ、銅金造りの長物打込んで、エッサッサ、中ノ口川へと飛込んだ。之を見た高野宮、六分の者、実は「ソリヤ、惣七が來た」「土堤へ上るな、〳〵」と喚き立て、水の中での大喧嘩。恰も水滸傳の浪裡白跳張順が、黒旋風李逵を水底に苦めた時の樣。サテモ此喧嘩に惣七は大勝利を得たれども、人を殺めた罪に依り、御高四千石、蒲原郡は澤海の殿さんで、御旗本で被入しやる、小濱森之助樣の牢屋へ入牢となつたが、どう賄賂が利いたものか、無罪放免。之より惣七の名益々高くなつた。

（四）

やなぎ

◎眞に親分と言はるゝ人　「星の數はあれども月と頼むは主一人」世に女は多く居る、ダが眞にコレはと云ふ女は、極く少ない。世間に親分と云はるゝものは多くある。ケレド全くの親分と見るべきものは、至つて僅かである。サテ親分、侠客、男達と云はるゝもの〻、巾を利かした時代は、越後では寛政（百七年前）より文政（七十二年前）迄で、江戸表に侠客と名を附けた始めは、元和より寛永に跨つて現はれた、夢の市郎兵衛が始まりで、文政頃の越後では、どんな男がまづ、男の中の男と立てられたかと云ふと、觀音寺久左衛門を筆頭として長岡石打の網助、新飯田の惣七、水原の惣兵衛、同ト く政五郎、葛塚の小藤治加茂の虎吉、大野の木山なんどである。

◎御馳走は扱身の刀　毎年六月の十四日越後は一ノ宮、彌彦の明神に、燈籠押の神事がある。非常に賑やかの騒ぎで、一里や二里は愚かの事、五里六里、十里の道を遠しとせで、女房持は女房を連れ、女房持たずは色女を連れ、ヤッサ、モッサと押し出る數は、無慮幾萬。從て宜い博奕も出來るが、此處は久左衛門の縄張で「丁ウッ」「半んッ」の聲、彌彦の神を驚かす程である。兼ねて前代觀音寺を、煙たく思つて居た新

飯田の惣七、時こそ來れ此時と、乾兒も連れず只一人、覚れたまでは宜かつたが、向うは多勢、此方は一人、難なく籠捲きにされて、觀音寺の邸内へ運ばれ、眞裸にされた上、玉ちる劍ぺタリ〳〵と、焙に、胸に腕に付けられても、顏色一ッ、目色一ッ、變はらせぬ蕞度胸のよさに、觀音寺は「ウム、惣七ッ」と言つたきり「ソレ乾兒縄解ッ」と吩咐て、兄弟分の盃の遣取り。惣七もはや越後内には、敵が無くなつた。

◎新飯田惣七の金言

「博奕打は腕ッぷしで、打つたり張つたりして、晴場を攫げるのだ」之れが新飯田惣七の金言。惣七は此言を能く實行した。惣七は誰れの乾兒でもない、誰れの跡も貰はない。それで兎も角も、越後に有名の大博奕打となつた。大博奕打となつたが、まだ〳〵縄張が小さい。縄張は小さくないが、越後は都の新潟町を、人手に取られて居る。之れが惣七にとつて終天の遺憾であつた。

◎新潟は木山治六の縄張り

越後は十七藩の米蔵を、備へて居た新潟町は、今の新潟市より、人口は少なかつたし、汽車も蒸汽も、港の普請もなかつたけれど、活氣を帶びて居て、諸方より來つて、豪遊を試みる者の多く、今よりは確かに、町へ錢が餘計に落ちて。であるから相當に賭場も開帳された。此新潟の賭場のカスリは、何處の親分が、取つて居たかと云ふと、蒲原郡は池ノ端五十石、溝口藩岐阜橋の領地、新潟より上へ三里の、大野の親分、木山の治六が取つて居た。

◎木山に打つた斬らるる

越後中には頭の押し手がなくなつた、新飯田の惣七の目には、大野の木山の如きは、小野郎程にも思はない。で、惣七は新潟を、己が縄張りとしたい慾心があるから、始終新潟へ來て、木山の縄張を荒して居た。それと聞いた大野の木山、默つて居る譯には行かないが、ナニシロ惣七は、旭の昇る勢ひで、當る可らずと云ふ有樣だから、片手突いて半分遣るから、荒すなど談判した。處が「すべて任かせたら、荒すまいよ」と木山の乾兒白川の虎に返事したので、木山は、モウ我慢も何も百年目。「虎ッ、耳貸せイッ」暫くして白川の虎「親分、合點だ。ソンナラ一寸、一ト走り」「オ、賴んだぞ」斯んなことで其夜木山は、新潟の縄張りを、惣七に進上した。

そして木山と惣七は池上屋（古町通り五番町池上德左衛門）の樓上で、大宴會を開いて、醉つた上に、直ちに二人共、同ト船で大野へ向つた。此日、文政は六年（今より七十八年前）四月の十七日。船白山浦に進んだ頃、ユラリと船が動いて、波が月を碎いたかと、思ふ間もなく「惣七覺悟ッ」「治六畜牲だア」の二語が聞えて、すぐに又、バサリと及物が、肉に喰入つた音がした。月は皎々として素知らぬ顏。

◎博奕打として立派な往生　新飯田の惣七

事蕩淫惣七、終に怨みを買つて、及の露と消えたと云ふ報、新飯田の留守宅へ傳はるや、胸で泣いても、涙は見せられぬ切ない身内の者、聲を揃へて「親分、よつく死んで下すつた」何事ぞ。疊の上に大往生を遂げてこそ名譽なれ。生命をさし出しての商は小須戸縞とて、夜具縞を出して居るが、新津へは一里半、酒屋へは二里、白根へ二里餘、加茂へ二里、矢代に停車場へ一里と云ふ處で、物産所、舊跡以外に、大なる名譽者を出して居る。曰く即ち竹石富七。

◎中蒲原郡小須戸町　中蒲原郡は小須戸町は、信濃川の沿岸に添ふた町で、物産に

◎竹石富七と森田喜三次

東に森田喜三次、西に竹石富七と唄はるるのであるが、富七と喜次は、切つても切れぬ義兄弟である。曾に義兄弟のみならず、同ト小須戸に人となり、歩行が出來る樣になつて此方の、大の大仲好である。

◎森田喜三次男の賣初め　賽振りと喧嘩

とは、離る可からざる關係があるらしい。頁に賽振りは喧嘩をせでは、好い男にはなれぬので。賽振りは一ト喧嘩毎に、位階宛升進するのである。扨も森田喜三次男の賣初めは、今を去る事十三年前、年二十四の秋の喧嘩で、此喧嘩には、酒屋の親分丘松珍平の弟貞をヤッ、マッた。拘引るもの森田喜三次、竹石富七、それに森田の一の乾兒玉木兵一、二の乾兒牛腸勘吉外一名。これが抑々森田を男にさした始である。

◎森田は今觀音寺久左衛門　越後の大親分、觀音寺久左衛門の跡絶ゆる事數十年。ソハ此觀音寺の跡を繼ぐ丈の、氣量あるものが出なかつた爲である。幸ひなる哉、觀音寺の跡名相續者として、好適なる大親分、森田喜三次が、小須戸に現はれたので、いま、觀音寺久左衛門の跡名は、森田喜三次が、繼いで居るのである。

◎樫一枚板の大門搆ひ　諸君、北越鐵道矢代田驛を下車して、小須戸に向ふ時あらば、其街道は小須戸近間に、樫一枚板の大なる門を立てた、家ある事を忘れ給ふな。其大なる門を立てた、豪氣の一搆こそ、大親分森田喜三次の住居であるから。

◎兄弟して門搆ひ　昔しは干鰯屋の悴、今は門搆の親分樣、誠に出世したもの哉。森田喜三次の搆ひは、確かに小須戸一番の

（五）　やなぎ

◎森田喜三次　鬚を立てと大臣となられず、前垂を締めて、天下の商人となれず、粥を啜つても、日本一の金持となれなかつたら、グッと捌けて、世界一の大親分となるべしだ。明治の觀音寺久左衛門たる、小須戸の大親分、森田喜三次は先づ、當今越後では第一の親分株。之に超すものもなく、之と伍するものもない。ダカ、タッタ一人、之と伍して恥かしくないものは、卷町の大親分、竹石富七である。

掛であると云ふも強ち誇言ちやない。小須戸で門を立てゝ置く所は、字五ノ丁は森田

忠三郎の家の外、森田の處丈で、用心宜く出來てる家も、森田の家丈である。サテ森田喜三次の外に、門を立てゝ居る、森田忠三とは誰れ。誰れでもない、森田喜三次親分の眞の弟、同ト く親分杉の男である。

◎ゴロついて居る乾兒廿八　親分となれば、乾兒を養ふて置く必要がある。森田親分の家には、乾兒は二十人程居るが、此外「へゐ、御免ねゐ、私しや駿州の駈け者、堅濱と云ふ野郎で、親分の御高名を聞ひ、便つて參ねりましたんで御座いますが、どうぞ宜しく親分へ、お取次をお願ひ申ます」と、手拭　捌き樣一つで、渡つて來るものが、どんな日でも二人と三人はあると云ふ事である。

◎森田も豪いが女房も豪い　流石は越後の人親分とも言はるゝ、森田喜三次の女房は違つたものである。これが素人(良民)の女房であつたらは、亭主が博奕をせば、ヤレお前が博奕を止めなければ、離縁するの、出て行くのと言ふ處を、幾らも博奕をせよと進めた上、資本が切れゝば、十(四)でも二十でも心配して遣つて「ケチ〳〵しないで、勝負をしなさいよ」と注意し「ドウセ博奕で一生果てるなら、日本一の親分になつて下さいな」と注文して頭りに、喜三次を激勵ぎした想だ。實に森田も豪いが女房も豪い。喜三次が今日の地位に立つに至つたのも、内助の効預つて、力ありと云はねばなるまい。

（六）

◎春秋二季の大會　親分衆の間には、年期まはりと云ふ事がある。それは時々近郷近村は愚か、近國遠國の親分衆に、我家へ寄つて貰つて、大博奕を開いて戯き、多額の寺(カスリ)を落して貰う事である。森田親分の家では、俗に年期まはりと云のが、年に二回ある。即ち春秋で、此春秋二期の大會に集まるものは、信州、上州、東京、大坂等の名ある親分を始め、近郷近在に多少名を知られし連中で、之等の衆の集まつて、開帳する賭場の寺は、一日少なくとも二百圓以上あると云ふ事だ。ナント甘い儲けではないか。

◎森田は撃劍の上手　親分と云はるゝもので、劍撃の心得のないものはない位だ。森田は劍撃にかけては、少なからず苦んだので、五人や六人を相手の喧嘩なら、ヒケを取ることはない。森田は今でも家に、立派な道場を立てゝ置いて、暇さへあれば、竹刀を手にして、乾兒に教授して居ると云ふ事だ。

◎森田喜三次と戸松甚太郎　天に二日なし。地に二王なし。勢力同ト さもの、同時に顯はるゝ時は、必らず其一方、廢滅するにあらざれば、衝突は決して免かれぬ。森田喜三次と戸松陳平(甚太郎)の衝突は、近き將來に於て、一方降參するにあらねば、永久衝突は避けられない。

◎昨年十月の大喧嘩原因　戸松陳平と森田喜三次間の紛擾は、昨日や今日の事では

ない。もう何年と云ふ、長い間の紛擾である。コノ紛擾をどうかして解いて遣りたいと、小須戸の横山宗平と云ふもの、昨年の三月仲に立つて、改めて互の間に規約を結ひ、縄張の境界は、小合村字厳曾根以南は喜三次、以北は甚太郎の領地と定め、共に侵すまゝの誓文堅く、一段落を告げた。

◎陳平方では、其後森田喜三次が、豫戒令の執行を受けたので、機乘ずべしとして、大に森田の縄張を荒した。之れが喧嘩の大原因。

◎彌一樓の三階で飲めや唄へや　お互に仲直りしたとは云ふものゝ、心の内では共に何日か、敵を取つて呉れようと思つて居る森田と戸松。サテ森田喜三次は、縄張をうばるゝは、シャツ面に泥草鞋投げ付けられたより、大の恥辱なれば、此儘には濟まされず、「ヨシ」と胸に呑込んで、今日こそと邸を出たのは、明治卅五年十月五日。乾兒には江戸金事村山金太郎を始め、園田福太郎、有本佐平、渡邊勇吉四名を連れ、「さんざ時雨」

消屋村に赴いて、同村の料理屋彌一樓に上り、三階の上で飲めや唄への大騒ぎ、所謂示威運動をヤッた。

◎目指すは背廣の洋服男　「それか、苫屋の雨か、音もせで來て濡れかゝる」が、陳平方に知れると、直ちに乾兒召集令を血塗れにしてやれと、出して、早速に彌一樓へ出陣に及んだが、警官の說諭に逢ふて引込んだ。森田方も警官の注意に據り、酒屋を引上るに決し「俺らは國を跨げば戰場だ」と道に襲撃さるゝを承知の上、森田は背廣の洋服、乾兒は森田の印半纏を着して、酒屋の龜鶴橋にかゝる途端、パラ〳〵〳〵、「ソレッ」「森田は洋服だ」の二語。忽ち修羅の巷となつた。

◎私の傍へ寄つて下さるな　兼て覺悟のダが俺かに五分。殘れるものは負傷者のみ。上とは云ひながら、鶴龜橋の橋詰とは、豫期しないから、森田方の五人は皆負傷。けて森田は左の腹下より右腋下まで鎗に貫

ぬかれ、江戸金は腹部より背にかけて同ト 者、傷口押へて二里の道、小須戸を差して引上げたが、道に護衛巡査に向ひ「イエ旦那、決して御心配下さいますな、ナァニ之しきの傷に、歩まれねゐなんて事はありません、ドウゾ私の傍へ寄て下さるなッ」

（七）

◎三方の銀左衛門　明治維新の當時、三條下は五萬石、第一の男と唄はれ、蒲原郡中ノ口銀左衛門の名高かつた、西蒲原郡は小吉村、大字三方の銀左衛門は、今尚八十五の頑齡で、矍鑠として生きて居る。此の三方の銀左衛門は、北陸七州の大親分、觀音寺久左衛門の、名ある乾兒であつた處から、今の親分の多くは、皆觀音寺久左衛門の爲に、食つてるのであるゆゑ、三方の銀左衛門を、隱居樣と稱して敬つて居る。つて隱居樣の勢力大なるもので、小使錢が絶ゑれば、二両、三両、五両と持ち來りて安樂に世を送つて居る。三國峠下の親分連は、敢てコウ云ふ定めを、立てたと云ふの

でもないが、毎年秋の一勝負（一勝負のカスリ）は、隠居樣に進上すると云ふ事になつてゐるそうである。隠居樣は已に八十五。而かもその壯丈さ、壯者を凌ぐ程で、毎日々々彼方此方と駈廻つて歩かれるが、一生の願、親分觀音寺久左衛門の墓を、觀音寺村一杯に突立てと、彌彦の山と背くらべがさせたいと云ふ事で、親分の墓を立て終はない内は、死でも死なゝいんだとの熱心、當る可らずである。

◎卷の親分竹石富七

それ越後の新門辰五郎は、卷の大親分竹石富七か。彼は「坊は此湯湯を熱へといへど、父は火の中、繦持」と唄はれた江戸の火消、これは遊人から、親分よと敬はるゝ眞の親分。其俠客といはるゝ點に於て、博奕が嫌ひの點に於て竹石富七と新門辰五郎は、よく似て居る。竹石富七は博徒の親分と云ふよりは、眞の遊人と云ふよりも、卷の俠客と云ふのが當て嵌る。竹石富七年三十。森田喜三次より若き事六つ。監獄に入る事五度。五度とも皆な、男の一字止むを得ざるから、起つた喧嘩で、人を傷けたとて、決して逃げも隱れもせず、必らず自首して出る。竹石富七は實に、博奕嫌ひの、寡言温順なる立派な男。最に若いものに推れて、西蒲原郡卷町の親分となり、彌彦下より新潟迄の九里に渡る間を繩張として、家を卷町は卷より漆山に至る郡道、西蒲原郡農事試驗場の向いに構ひて、乾兒を養ふ事二十人。外乾兒の數幾百。そして竹石富七は、大親分と立てられて居て、正業に從事し居る。それは土木請負業。序に云ふ森田喜三次も、土木請負業を營んで居るが、門に大看版を掲げて曰く、土木受負所北越森田。北越森田の四字、特に氣に入つたり。

◎沼乖の親分坂井金左衛門　親分の子に

は、乾兒にも成れない、弱い温順しいのが多い。だが沼乖の親分の處丈は、代々豪いのが出て此で三代。前代を今福。現代を金左衛門と云ひ、近き内に三代將軍とならうと云ふのは、金五郎と云ふ男で、沼乖は言はずと知るもの事、近郷近在どころか、新潟は梨子島一圓が繩張りだ。

◎新潟は三角同盟　大博奕は兎角、在に限る。新潟は縣廳のある處、縣の首府であるから、いゝ博奕も出來さうなものだが、誠に嚴重の爲めで、小博奕一ッ樂にやれない有樣だ。で、好い親分も出て見ようがないのである。今新潟に親分と云はるゝのは、大野は本山の乾兒で、新潟の親分たりし小泉安之助が隱居した跡を、信州の出身者田中文藏と云ふものが貰つて、古町通十番町に住んで、上一圓を繩張として居り、下は南部兵吉の繩張で、南部屋は傘屋幸松の跡を繼いだのであるが、南部屋には十人以上の乾兒が居る。新潟は三分して、一は田中文藏、一は南部兵吉、一は坂井金左衛門が持つて居るのである。

◎親分樣のかず〳〵　中蒲原郡酒屋村は戸松珍平忰戸松甚太郎が親分で、割野の高橋嘉太郎が後見となつて居る。西蒲原郡大鳥は、木山の跡を六内と云ふ者が、取つて居たが、六内死後は、六内の末弟小林清二郎と云ふ、今年三十一の男が持つて居る。北蒲原郡水原町は渡湯金平、葛塚は行燈やの虎、亀田は屯、燕は河、吉田は銀、三條は長谷川仙年、西蒲原郡漆山村は故斧松の忰が、斧松の代を繼いで遣つて居る。

（八）

◎骰子の振り方に上手下手　やなぎ

抑々骰子と申し奉つるは、大聖釋迦牟仁世尊の發明」給へる、運賦天賦を占ふの用具にして、經文には、一天地六東西四三南北五二と說かせらる。云々。嘘か實か知らないが、先づ彼等は之を信じて居る。骰子は角で作つた小さいもので、一目一目に、一から六までの數がついて居て、轉がして出た目に、勝負を爭ふのであるが、此骰子の振り方に、大なる上手下手があるそうで、天性手筋の惡いものは、到底よい博奕打には、なれないと云ふとだ。

◎商賣道具は骰子に壺　骰子は丁ぼに用ひるので、丁ぼが勝負物のうちに、一番早く勝負がつくのであるから、博奕打間には丁ぼが尤も流行る。ダカ丁ぼは時と處によるさうだ。丁ぼは勝負が早い處から、喧騒を極める故、抽の處に勝負を爭つてると、御用が這入る。で、野原の一軒家か、町ならば離座敷と云ふ樣の場所でなければやらぬことになつて居て、博奕打の商賣道具と云へば骰子と壺で、之を服紗かなんぞにくるんで、常に懷ろに忍ばせて置く

◎素人を相手の胡魔化し骰子　本職と本職の勝負には、少しも不正がない。不正がしたくつても、して見ようがないからである。不正のある博奕は、本職が素人を相手の時だけで、斯云ふ時の骰子には贋物が多い。例せば丁ぼは、骰子を二つ壺に入れて、カラ〳〵〳〵と一方の骰子に二が出て一方の目二なれば偶、一方の一が二なる時は奇、偶數は丁、奇數は半で「偶」と勝負を爭ふのであるが、素人相手の骰子には、ドウ轉ばしても、二つとも奇より外出ないのがある。尤も斯るのは五目に一度許りゞと、本職が共同になつて、手際宜く遣ふのであるが、此外骰子の中へ餌を入れて、必らず一方へのみ、轉がるように出來たのや、骰子の目の中なら、小さい針が出て、それが疊なり、土塲なりを搖つて行くのや、目から粉が出て、出目を知らせるのがある。ダカこんな骰子にかゝつて、錢を搾り取らるゝものは、餘程の山出しである。

◎暇の時は骰子振る磐古　正眞、正銘、少しも不正のない骰子でも、種々の癖のあるのがあつて、一つの賽は重もに、丁のみ出るのがあつて、一のは半より外、出ないなんぞ言ふのがある。こう云ふのがあつては、誠にドウが取りゞらい。で内乾兒は暇がある時、骰子を二十も三十も出して、振つては見、振つては見して居るが、熟練がさす其早さ、骰子が左の手に、まだあるだらうと思ふ間に、早や壺を脱いで、出目を示して居ると云ふ有樣で、上へ投げて受けたり、傍から受けて壺を伏せたり、遠くから投げ込んだりして、「偶」「奇」と見分ることの甘さは、流石は本職と褒めたい程である。

◎骰子は神棚にあるんだよ　繰起商賣者はゞ、神を信ずるのか、信じないのかは二

の問題として、神棚を奇麗に飾り立てゝ、朝夕酒を供へ、神燈を上げるものはあるまい。博奕で飯を食うものも、縁起を言ふこと甚しいから、神棚を飾ること又同ト。そして商賣に據て、皆其商賣繁昌あれかしと、大工は鬱、藝妓は撥と云ふ樣に神棚へ祭るが、博奕打は骰子を神棚へ上て、ドウか好い勝負のある樣にと祈るのである。新潟参者の乾兒、姉御に向つて「姉御、骰子は何處にあるのだね」「汝知ないのか、骰子は神棚にあるんだよ」一斉ト しゝこゝろ。

（九）

やなぎ

◎白山は新潟の鎮守樣

勝負を爭ふ道具には唐獨樂、カブ、骨牌、丁ぱ、犬鹿蝶、なんぞあるが、唐獨樂は丁ぱに類したもので、同く當れば四割だが、唐獨樂は名の如く、六角の獨樂で、茄子、南蠻、團十郎、お龜なんぞの畫が書てあるものだ。カブ、犬鹿蝶は說明に及はず。骨牌は一番上手下手熟練不熟練の階段があるそうだが、骨牌の手を書いては、恐れ入るから脫きとして置く。骨牌は買つて來た許りの、ホヤ〳〵もので、三度より外は用ひず、ナメを見る先生は、錢を取られに來る、素人として置くて想だ。新潟のカブには「白山（八九三）は新潟の鎮守樣」「ゴン〳〵ク早鍾カブ」などゝ云ふのがある。白山は新潟の鎮守樣と云ふのは、八九三の目の出た時の勝負は、親分がスッカリ、頂戴するのだと云ふ事だ。

◎カスリは一圓に五錢の勘定　何日の世誰れが始めたか知らないが、而白い事ではないか。人の博奕する處へ來て「一圓勝ったら五錢投げるんだよ、十圓儲かつたら、五十錢だぜ」と難有いとも言はずに、貰つて行く商賣があるとは。目今博奕のカスリは、一割の處もあるけれど、大抵五分で、十圓は五十錢、一圓は五錢、十錢は五厘十錢から四錢まで同ト五厘、四錢以下の勝負はなしと云ふ勘定で、賭場に依つて、身内（乾兒）のものに居て貰つては、勝負がしゝくらいとなると、今日の勝負は、大抵五圓位ねのカスリがあると見れば、五圓を遣つて歸つて貰うと云ふ組織であるが、身内者が五圓以上あると思ふと、ズリはしない。勝負の仕舞まで頑張つて居る。又賭場によつて、身内者にドウを取つて貰ひたいとなると、オイヤタサ、俗に投足の觀音樣と云ふ安座をして、カラ〳〵〳〵「偶ッ」。

◎内乾兒樣の御仕事　内乾兒樣は、どんな御仕事をして、御出でかと云ふと、いわ勝負の出來ない時は、親分の二階で、骰子の替古か、貸本の講談本朗讀で、勝負があるとなると、親分の印半纏を羽織つて、下は腹掛、紺股引、高重（足袋）と云ふ容姿で五里、六里を遠しとせず、カスリを取りに行くのである。又夜は附近の小博奕場を漁つて、カスリを取るのであるが、内乾兒の仕事は、晝でなくて夜で、晝は十時頃漸々起きて掃掃除なし「親分お早う御座います」「姉御御目覺で」など。

◎親分と乾兒の關係　親分と乾兒の關係は、君と臣程で、それは〳〵大したもの。親分に折うと云はれると、否といはれないのである。處でさらば親分は、乾兒をどう云ふ扱ひにして置くかと云ふと、飯を食はして宿めて遣るのは無論だが、此外には時折小遣錢を與れて、着物を着る丈である。それでは乾兒は極つまらないものである。と云ふ事が出來るが、イッも親分の、カスリ許り取つては居らない、自分も錢の見付け次第、勝負に手を出して、相當の收入に有付きて、甘さ食して世を送つて居る。

◎興業物はロハで見られる　世間を家の興業師は、其土地々々の顏役に惡まれては商賣が出來ない。で其土地につくと、眞先に顏役（親分）に屆けたもので、時に依つては顏役より、小屋をこしらへて貰うのである。そして顏役は、小屋を作つて、貸す貸さぬに拘はらず、收入十圓あれば五十錢、百圓あれば五圓と云ふ樣に取るのである。從つて見物はロハで、親分の提灯若くは半纏さへ着て居れば、誰れでも「ロウ見に來て下さつた」と歡迎されて、見物が出來るのだ。ダカ定席、定舞台にやる興行物は、此限りにあらず。

◎親分の提灯は豪いもの　親分は提灯を多く俵へて置く。それは「へゐ親分樣、ドシナ提灯でもよう御座いますが、御宅の印の這入たのを一つ、借して頂きたう御座います」と興行師を始め、夜の商賣のものが借りに來るからであるが、此等の者は提灯を、何んの爲にするかと云ふと、乱暴者除けの爲で、親分の提灯を出入口、若くは尤も見ゐる處へ下げて置と、乱暴るものが、ないからだと云ふ事だ。ナント親分の提灯は豪いものではないか。

（十）

やなぎ

◎遊人衆は素人に關はぬ　遊人は遊人同士に、耻辱を與へられれば、其辱めの大小を論ぜず、男の一字を楯に、喧嘩もすれば、血も流すけれど、素人よりは少し位ねなら、嘲弄されても、笑つて濟す。所謂相手に取つて不足で、弱きものを苛めたとあつては、同士に會す顏が、ないとして置くからである。先年大野の湯屋に、生意氣の客が、少しの事より、相客に桶を投げ付けた。投げ付けられた相客は、スゴ〳〵と歸つて了つたが、サア其後に、湯屋の亭主は青くなつたり、赤くなつたり「お客樣、飛んでもないことして下さつた、あれは木山の乾兒で、有名な强情の男、今に仕返しに來るに相違ない」客は大に驚いて、早速に其男の處へ出掛て、踏み付けられた蟾の樣に小ざくなり、過の千言萬言。乾兒笑つて「お前等にや、關はないよ」

◎お客樣に對する義務　たゞに一圓に五錢の、錢は取るのぢやない。とる丈けの義務ゞは盡して居るのである。即はち賭場の取締をなし、旁々探偵の用心をして、一朝事あるに際せば、己れ乱暴を働いて、捕縛さるゝとの覺悟にて、亡客をして容易く、逃げらるゝ樣にして遣るのである。

◎見付けられたら百年目　其筋には立派に、博奕打の戸籍帳が出來て居て、誰某は誰れの身内、誰れは何の親分の駈出者（乾兒）なんて云ふことが、調査されてあると云ふ事だ。であるから、骰子を手にする本職連は、現場を見付られたら百年目、決して逃げ隱れをせず、又た稅金を取られるかと思て、臭い飯を食ひに行くと云ふ事だ。

其筋でも素人が、始めて賭場に押へられたときは、一度は必らず許すが、本職のは初めでも、なんでも關はず、見付けたら捕縛すると云ふ事だ。

◎見張番は一夜五十錢

而目呉つてとは、甘い飯が食ひないよ」とは本職連の折々云ふ言葉。實に本職衆は、之れと云ふ常職もせず、日夜酒色に耽つて、樂に此世を送つて居る。新參者の本職者曰く「お前さん、考へて見なせい、今日は土方したつても、一日僅か三十五錢。それも雨でも降りや出來なからう。己らは一夜見張番をすると、甘いもの食つて、酒をのんでの上に、大枚五十錢だぜ。五十錢あると三日位ねは賭博て樂まれるよ」

◎寺錢箱には親分の封印

「親分、ちや、行つて來ますよ」と乾兒連が、商賣に出るのは、夜の十一時過。それから午前三時迄が、勤務時間であるが、親分の家を出る時には、骰子、壺は言はずとも事、寺錢箱を携帶して行く。此寺錢箱は、近年迄は木で作つた、頗る美麗なものであつたが、其筋に皆んな破壞されたので、又時々家宅搜査に來るから、そんなものは置けないし、持つても行かれないゆゑ、今は五百本入れる位の、卷煙草入れのカラが、代用を勤めて居て、蓋の或場所に、五十錢銀貨を程度として、同銀貨がヤット這入る程の、口があるが、蓋と入物へかけて、白紙が張りつけてあつて、それに親分の封印がしてあるものである。であるから持て歸つて、親分が開けるまでは、昨晩は幾干の寺が、落つたと云ふ事は、誰にも分らんのである。

◎一日の收入平均十五圓　力つぷしや學問で、親分になれることなら、一度は親分になつても惡くはない。已れは一日中、爐の邊り、熊の皮の上に、大安座をかいて、酒を飲で居て、乾兒を働？にさへ出して置けば、一日平均十五圓以上の收入になるんだから。そして乾兒には親分、々々と敬はれ、世間よりは頗役よと重寶がられて、偶に町へ出ると、あれは何處其處の大親分よと、羨やまれるのだから。とは誰やらの眞言。

◎之からが甘い勝負があるのだ　何商賣にも景氣、不景氣がある。此商賣も九月から三月までは景氣であるけれど、四月より八月迄は眞の遊人で、甘い錢のとれるのは、秋の夜長のつれ〴〵に、花を引くと云ふ、夜の長い時に限るのだ。夜長となると、一夜に百圓や、五十圓の寺は、少し賭場さへ直て來ると、毎夜でも取れると云ふ事だ。サテ親分樣の事も、先づ之でお仕舞。今迄書いた乾兒や、收入の事其他は、重もに某親分の處の事だ。其外の親分は、それ程廣い繩張を持つてるものもなし、從つて乾兒もなく、收入も極く僅かで、御話にならない程だといふことだ。

（完）

東京都立中央図書館蔵

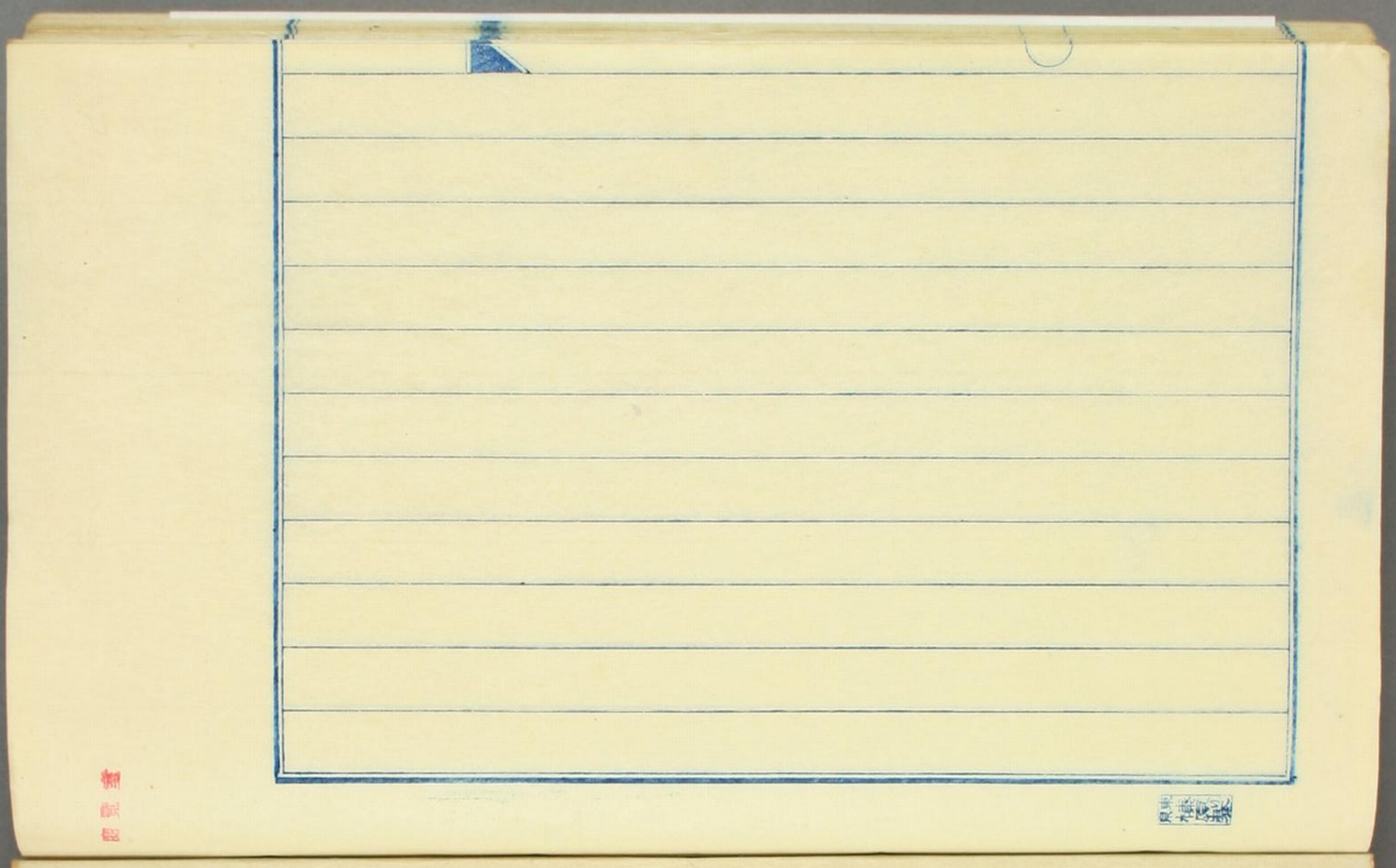

明治三十六年
九月九日起筆
春城學人